



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県例規集掲載事項)

- 規則
 - *85 和歌山県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則 (県民生活課)
- 人事委員会規則
 - *30 警察職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則
- 公安委員会規則
 - *15 和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則

規 則

和歌山県規則第85号

和歌山県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年12月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県特定非営利活動促進法施行条例施行規則 (平成10年和歌山県規則第100号) の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

(電磁的方法)

第4条の2 条例第2条の2に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法は、次の各号に掲げる方法とする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

(2) 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでな

ければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第30号

警察職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年12月24日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

警察職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(警察職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 警察職員の給与に関する規則 (昭和29年和歌山県人事委員会規則第8号) の一部を次のように改正する。

第8条の3第1号中「公庫の予算及び決算に関する法律 (昭和26年法律第99号) 第1条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改め、同条第4号中「設置」を「設立」に改める。

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第2条 職員の給与に関する規則 (昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号) の一部を次のように改正する。

第9条の4第1号中「公庫の予算及び決算に関する法律 (昭和26年法律第99号) 第1条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改め、同条第4号中「設置」を「設立」に改める。

(教育職員の給与に関する規則の一部改正)

第3条 教育職員の給与に関する規則 (昭和32年和歌山県人事委員会規則第24号) の一部を次のように改正する。

第11条の5第1号中「公庫の予算及び決算に関する法律 (昭和26年法律第99号) 第1条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改め、同条第4号中「設置」を「設立」に改める。

(職員の単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第4条 職員の単身赴任手当に関する規則 (平成2年和歌山県人事委員会規則第8号) の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「公庫の予算及び決算に関する法律 (昭和26年法律第99号) 第1条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改め、同項第4号中「設置」を「設立」に改める。

(教育職員の単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第5条 教育職員の単身赴任手当に関する規則 (平成2年和

歌山県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改め、同項第4号中「設置」を「設立」に改める。

(警察官の単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第6条 警察官の単身赴任手当に関する規則(平成2年和歌山県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改め、同項第4号中「設置」を「設立」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第15号

和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年12月24日

和歌山県公安委員会委員長 大 岡 淳 人

和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察本部組織規則(昭和29年和歌山県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第11条の4第2項に次の1号を加える。

(4) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成20年法律第80号)第3条第1項に規定する給付金に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。